

「生産性向上等支援事業」

- 「**生産性向上**」や「**省力化**」、「**業務効率化**」を目的に「**新規設備(機械設備やシステム等)の導入**」を行う事業者に対し、補助金を交付します。

《 補助対象者 》

- 市内に住所(法人の場合は、本社等の所在地)を有し、市内に所在する事業所のうち、同一の事業を引き続き5年以上営む個人又は法人

《 補助金額 》

最大 **100万円**
(下限: 50万円)
補助率: 1/2 以内

《 補助対象経費 》

- 生産性向上や省力化、業務効率化に向けて取り組むための、下のいずれかに該当する経費で、「税抜単価(※)が100万円以上のもの」

1. **機械設備**

(製造ロボット、自動調理機、真空包装機、配膳ロボット、産業用ドローン、IoTデバイス、既存機械設備のデジタル化 等)

2. **ソフトウェア**

(生産管理システム、作業工程管理システム等の導入等)

※ 単価には“設備導入に伴う工事費や設定料等”は含みません。



《 “補助対象外”経費 》

- 汎用性があり、目的以外の用途に使用可能なものは補助対象外です。
 - ・事務機器(パソコン、スマートフォン、タブレット、複合機等)
 - ・自動車等車両(キッチンカーや建設車両、重機等)
 - ・省エネ設備(空調設備、太陽光発電設備、蓄電池、換気設備、熱電併給システム等)

《 注意事項 》

- 設備導入にかかる事業計画を策定し、雲仙市商工会の推薦を受けることが必要です。
- 申請時に補助対象経費の税抜単価が100万円を超えていた場合でも、実績報告時に税抜単価が100万円に満たない場合は、補助対象外となります。
- 令和7年度に交付を受けた場合、次に本事業を活用できるのは「令和10年度以降」です。
- 申請受付は先着順で、予算額に到達した時点で受付終了となります。

《 問合せ先 》

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市観光商工部商工労政課

TEL: 0957-47-7836 (直通) / 0957-38-3111 (代表)

※詳細は、雲仙市HP
をご覧ください。

申請時 必要書類

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】
- (2) 事業計画書【様式第2号】
- (3) 税の滞納がない証明書又は調査同意書
- (4) 事業にかかる見積書（対象設備の単価記載は必須です）
- (5) カタログまたは仕様書等の型式・性能等が分かるもの
- (6) 事業実施に必要な許可取得証明書類（営業許可書等）
- (7) 現況写真（※機器の更新・新規設置や工事を伴う場合のみ）
- (8) 施工箇所の平面図または見取り図（※工事を伴う場合のみ）
- (9) 交付申請時チェックリスト

補助金交付の流れ



交付申請

- ・ 上記必要書類をご準備のうえ、**商工労政課までご提出**ください
※**各町総合支所などの市役所窓口へお預けいただくことも可能**です。

交付決定

- ・ 交付決定後に「事業着手（発注・契約・支払等）」が可能となります。
※交付決定前に着手された場合は、補助金交付不可となります。

（変更交付申請）

- ・ 事業期間の延長や見積額減額による交付決定額の減額（2割以上）等が発生した場合は、速やかに変更交付申請を提出ください。

（変更交付決定）

実績報告

- ・ 事業完了後30日以内または令和8年3月31日までのいずれか早い日までに実績報告を提出してください。

交付額確定

請求書提出

- ・ 交付額確定通知書とともに請求書様式をお送りしますので、日付や振込先等を記入、押印のうえ、提出ください。

補助金支払

- ・ 請求書受領後2週間以内に、指定された口座へ補助金額をお支払いします。